

国民生活センターの国への移行を踏まえた  
消費者行政の体制の在り方に関する検討会  
第 10 回議事録

内閣府検討会担当

# 国民生活センターの国への移行を踏まえた 消費者行政の体制の在り方に関する検討会 第10回 議事次第

1. 日時 平成24年6月19日(火) 09:30~12:02

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

松原内閣府特命担当大臣

(委員)

大森座長、山本座長代理、足立委員、片山委員、丹野委員、中村委員、  
橋本委員、畠中委員、山内委員

原消費者委員会事務局長

福島消費者庁長官

野々山国民生活センター理事長

(事務局)

松山内閣府審議官、小田審議官、川口審議官、山形理事、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について

2) 国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について

(3) 閉 会

大森座長 おはようございます。本日は、第10回の検討会でございます。

阿南委員と室町委員が御欠席という御連絡でございます。

今までいろいろな論点について御議論をいただけてきましたけれども、まだ十分議論が尽きていない論点が幾つかございますので、それについて、本日、お願いいたしたいと思っております。

本日は、「体制の在り方について」の「司令塔機能の発揮」についての議論がまずあって、次に、前回に引き続きまして、「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」についても、幾つかまだ議論をしていただきたい点がございますので、それをお願いいたしたいと思っております。

それでは、配付資料の説明をお願いします。

服部参事官 簡単に資料を御紹介させていただきます。

資料1は、現状の消費者行政の体制を図にしたものでございます。議題の全般にわたり御議論の参考にしていただければ幸いです。

資料2は、前回も配付させていただきました論点整理でございます。

資料3は、中村委員から作成を求められた資料でございます。

資料4は、司令塔機能の発揮について、もう少し御議論を進めていただくための資料として御用意させていただいたものでございます。

資料5は、国民生活センターの機能を担う組織の具体的な在り方に関する資料として、国民生活センター、内閣府、消費者庁の人事権、指揮監督権についての資料でございます。

資料6は、室町委員からのリクエストにお答えする資料でございます。ADRを担う移管先・組織形態等に関する資料でございます。

最後のページでございますが、資料7ということで、本日御欠席の阿南委員より御提出いただいた御意見でございます。冒頭、一点、御紹介させていただきたいと思っております。資料2、論点整理に関連するものでございます。これは第9回検討会配付資料の再配付でございますが、その3ページ目をご覧ください。これは「国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方」の「1.各機能について」の項にということで、いただいている意見でございます。

「相談員資格の付与と相談員等の研修を位置づけてください。前回も発言しましたが、反映されていません。研修については、相模原の施設利用を再度復活させ、相談員や自治体職員、消費者庁職員、他省庁の職員、更に消費者団体の研修などにも活用すべきであると思っております」。以上でございます。

議事次第に資料の一覧がございますが、資料の配付漏れ等ございましたら、適時お申し出いただければと思います。よろしくお願いたします。

大森座長 今回の論点のことについては、今日はここに載っていないけれども、今後、入れていくということですか。

服部参事官 はい。今日は配付しておりませんが。

大森座長 御意見はちゃんと受けとめますという趣旨ですね。

服部参事官 はい。

大森座長 資料はよろしゅうございましょうか。

それでは、前回の宿題を済ませてまいりますので、野々山理事長から御説明いただきます。

野々山国民生活センター理事長 前回、中村委員からの宿題が2点ありました。一つは、国センが出した要望に対して、その結果がどうなったのか。何が改善され、何がされなかったのかということ。2つ目として、経由相談につきまして、市町村と都道府県のセンターとの間でどのように配分されているかということでもあります。

資料3-1を見ていただきたいと思います。国民生活センターが、2009年11月以降、取引と安全の関係で公表した案件についての要望内容と要望先の対応を書かせてもらっております。消費者庁創設前は、要望は、各省庁に国民生活センターが直接行っていましたが、2009年11月以降は、消費者庁を通じて要望することになっております。その窓口は、2010年7月までは地方協力室あるいは地方協力課でした。2010年8月以降は政策調整課に出しております。各省庁へは、そこから要望を出しているということです。なお、要望としては、直接は国民生活センターから各省庁には出しておりませんが、情報提供先という形で文書を送らせてもらっています。

代表的なところを幾つか挙げさせていただきますと、2ページの4に、「乗用車用フロアマットのアクセルペダル等への影響に関する調査結果」があります。これは消費者庁からの依頼がありまして、テストをして、そのテスト結果に基づいて要望させていただいております。これを受けて消費者庁では、乗用車用フロアマットの取り扱いについて注意喚起、事業者に対する改善等を要請しているところであります。

7番の「電子タバコの安全性を考える」については当センターで試験をしまして、消費者庁政策調整課に要望しまして、そこから各省庁に要請が行ったと思います。具体的には、薬事法上の問題となるおそれについては、厚労省がホームページに注意喚起をし、あるいは都道府県に対して薬事法に基づく監視指導を徹底するように依頼をしました。電子タバコの安全性についても検証を行うよう要望したことに対しては、厚労省では、蒸気からニコチンが検出されたという調査結果を改めて調査いたしまして、それを踏まえて、販売元に対して薬事法に抵触する製品の販売中止や回収の指導を行っております。

一方、景品表示法上の問題についても要望として指摘させていただきましたが、これはどうなったか、内容について報告がないので、不明であります。

これらは一定の要望に対する対応ができたところでありますが、例えば8番では、いわゆる軽貨物運送の代理店契約に関する相談に関する取引の関係で、特商法の業務提供誘引販売に該当する場合は、「適切な指導、処分等を望む」という要望を出させてもらいました。これについては、埼玉県や北海道の自治体は当該業者に対して特定商取引法に基づく行政処分を出しております。ただ、これについては業者の方から裁判が起こって係争中と

ということですが、国としては特段の処置をしなかったというものであります。

10番はマンションの悪質勧誘ですが、これについては、宅建業法に違反した業者の処分、しかるべき法改正等の対策を求めたところ、消費者庁を通じまして、国交省で勧誘に関する行政処分等、宅地建物取引業法施行規則が一部改正されたという結果をさしております。そのように法改正にもつながったものとしては次の11番もそうです。これらは規制の制度改正につながっています。

若干つながっていないというか、改善が私どもの方で現在把握できていないのが、12番の加圧を利用したスパッツの取扱い、あるいは、13番の胎児の正常な発育に役立つ葉酸等です。これらについては、要望に対しての対応については不明であります。13番については、業界団体は一定意見を集約して、啓発に取り組んだところであります。

以上で、あとは資料3-1をご覧くださいと思います。

もう一つの宿題につきましては、資料3-2をご覧くださいと思います。これは、経由相談の都道府県・市区町村別件数ですが、毎年、都道府県から30%前後、政令指定都市から10%前後、市区町村からは60%前後になっております。したがって、都道府県のセンターからの経由相談もありますし、市区町村から直接来ているものもあるということです。市区町村から都道府県に相談があった数は、私どもとしては把握できておりませんので、この数字で私どもの宿題の回答とさせていただきたいと思います。

以上です。

大森座長 中村さん、どうぞ。

中村委員 大変ありがとうございました。資料3-1に関してですが、国民生活センターは従来、消費者庁がないときには改善要望を各省庁に直接要望していた。今回、消費者庁ができて、要望先はすべて消費者庁ですが、ここの部分と、もう一つ、消費者庁に今度は宿題をお願いしたいのですが、国センからこういうふうには要望が出なくても、消費者庁が独自に関係省庁にいろいろ要望を出した。その結果、改善されたかどうか。こういう資料もできたら整理していただけたら助かると思います。国センの機能と消費者庁の司令塔機能の関係を整理する場合に必要なかと思います。両方のデータが出ましたら、消費者庁ができて、国センが従来直接やっていたものを消費者庁を経由してやっていることが、どういうメリットとデメリットがあるのかということが整理できるのではないかと考えておりますので、是非、そこの整理をさせていただきたいと思います。

これをざっと見ると、消費者庁ができたなら、消費者庁が司令塔機能を発揮して関係省庁に要望等をどんどんやっていくというのが理想形だったと思いますが、結局、消費者庁が動いていないから、国センからこういう要望が出てくるのだらうと思います。そこが一つ問題で、今後、国民生活センターの位置づけを考えると、そういう関係のまま、どこかにくっつくことがどうなのかという視点から検討できるのではないかと考えております。

もう一つ、国センが消費者庁にいろいろ要望を出してくれと言っているけれども、それでも右端の空欄の部分が幾つもあると、結局、消費者庁としては、国センから言われたけれども

動いていない部分も見える。そういう関係の両者が、今後、国センの国への移行で、どういう位置づけになったらうまく機能するのかということを考えていきたいと思うので、是非、そういう視点からの資料整理も追加してお願いできたらと思います。

大森座長 消費者庁への御希望ですけれども。

福嶋消費者庁長官 消費者庁が独自に要望して各省等と協議をしたり、改善したりしているものについては、次回までに資料を出したいと思います。空欄になっているところも、放っておいているということではなく、消費者庁としていろいろな見解を持っていたり、対応をした、ただ動いていない、現実に改善にはまだ至っていないもの、それぞれありますので、併せて資料を出させていただけたらと思います。

橋本委員 要望先と書いてあるところに、消費者庁に出して、その後、情報提供先というふうに書いてありますけれども、同時にこれらの省庁にも国センは出しているという意味に取っていいのですか。それと、国センから上がってきたものの中で、消費者庁も一緒に情報提供としてつけ加えて出したというものがあれば、次回、消費者庁からも出していただければというふうに思います。

野々山国民生活センター理事長 情報提供先には、このような注意喚起を公表したということ、それから消費者庁に対して、各省庁にこのような内容を要望をしてもらいたいということで、要請したということを知らせるという意味で、この要望を消費者庁に出すと同時に情報提供先に送っております。

片山委員 今の要望先等の対応というところですが、具体的にはどんな形で消費者庁の方に各要望先から回答が来るのでしょうか。要望先の対応と書かれていますので、各要望先から消費者庁に対して何らかの回答なり、こういう対応をしましたという御報告が上がっているのだと思いますが、それがどういうものかということ。あと、それが必ずしも十分ではないというケースがあったのか。また、もともとの要望をした国センが、要望先の対応についてチェックできる仕組みになっているのかどうかという辺りを教えていただきたいと思います。

大森座長 今日、出していただいた資料がちょっと不十分で、こういう要望をしました、要望先はこういうふうに見てこういう対応をしました、ということが正式化している場合と、まだいろいろやり取りをしている途中ですとか、そういうことがまだ一番右の欄が不足しているのではないのでしょうか。消費者庁が独自にいろいろ要望を出した案件は、こういう案件があるということもつけ加えてくださると、この資料がもうちょっと十分になるのではないかという印象です。

福嶋消費者庁長官 今回の資料は国民生活センターでつくっていただきましたけれども、消費者庁ともう一回共同で、今、御指摘、御質問をいただいた点も加えて、資料としても一度出させていただけたらと思います。

橋本委員 私が聞きたかったのは、国センも消費者庁に出し、資料も同時に関係省庁にも出した。消費者庁も、要望が出てきたらまた同じように各省庁に出した。二重に同じよ

うなことを出しているのですか、ということを知りたかったのが一点です。

福島消費者庁長官 同時に各省庁には国民生活センターから行っていますので、単に資料として、こういうものが出ましたというものを消費者庁から伝えるだけでは、単純に二重になるわけで、そういったことはやっていなくて、実際の協議とか、内容のあるやり取りが必要である場合に、進めているということで理解していただければと思います。

大森座長 よろしいですか。

橋本委員 はい。資料が出るということですので。

野々山国民生活センター理事長 当センターの要望のあて先は消費者庁にしているわけです。ですから、消費者庁がその要望を受けて具体的に他の省庁にどうやっていくかは、それは消費者庁の政策判断ということになります。政策的な対応ですので、基本的には、他の省庁に対しての要請は消費者庁が行うという建付けになっておりますので、そこで一つの判断が入って、それでやっていくということです。だから、同じものを二重に出すという意味ではなく、当然、消費者庁の政策判断が入って、そこからまた要望をしていくということであります。

それから、片山委員からの御質問のフィードバックの問題ですけれども、システムとして、実際の要望先の各省庁から国民生活センターに返ってくるというシステムになっておりません。システムとしては、消費者庁に返ってくるという形になると思います。ただ、事実上、我々は確認をしたり、こういうふうにしましたという省庁などからの連絡はよく受けますので、それで把握をしていくということであります。

丹野委員 これに関しては、消費者庁設置前と違って、消費者庁設置後は消費者庁を通して国民生活センターから要望が上がってきて、それを消費者庁が他省庁に出す。そういう流れだと思いますけれども、製品事故等で、消費者庁と調整があって減ったとか遅れたというお話が、従前あったかと思いますが、それを踏まえてたしか「試行」というのを行っているはずで、その試行はいつごろから行われて、試行になった後、こういうものについて流れがスムーズになったのかどうかということについて、お聞きしたいのが一点でございます。

それから、フィードバックのお話でしたが、フィードバックされましたというのを評価して、それに対してマルとか三角という評価が、一定のものが必要だと思いますけれども、そういうことが実際に行われているのかどうかということを知りたいと思います。

大森座長 何かお答えありますか。

野々山国民生活センター理事長 「試行」というのはどういうものかといいますと、これまでは要望そのものを、手口公表も含めて注意喚起資料の中に全部書き込んでいたものを、問題点を指摘はしていますが、まず手口公表として注意喚起をしていく。具体的な省庁などへの要望自体はそこに書き込まずに、消費者庁との間で政策を話し合う会議がありますので、そこで出して、消費者庁から出していく。こういう試行を2011年10月5日か

らやっております。意見書という形で消費者庁に出しまして、そこから対応してもらおうというシステムになってきております。

福嶋消費者庁長官 一点だけ補足をしますと、今、理事長言われたように、手口公表などの注意喚起は即座に国民生活センターでやっていただいて、政策的な要望をするものは、国民生活センターの担当者と消費者庁の担当職員が、一緒になってそういう要望をつくっていくという仕組みで試行をしているところです。

大森座長 消費者庁、次回にもし可能でしたら、少し充実した資料を出していただくということで。

議事に入ります。今日、資料1が出ていまして、これ全体をもう一度、どういう関係にあるかということで頭の中に入れておいていただきたい。今後、私どもが何らかの意味で改革案を出すときに、このどこをどういうふうに変えるのかということでございますので。

資料1を説明していただけますか。

服部参事官 左の部分が、内閣府の現在のトップマネジメントでございます。総理以下、官房長官、特命担当大臣。消費者についての特命担当大臣は必置でございます。総合調整の事務、それから、分担管理事務と言われているものですが、消費者庁・消費者委員会の事務を掌理しているというもの。それから、事務方として事務次官、内閣府審議官がおります。内部部局は、政策統括官（経済社会システム）というのがございます。ここに、何回か話題になっておりますが、消費者基本政策室、特命担当大臣をサポートする総合調整に関する事務、こういう部署がございます。

右側にいつていただきまして、外局ということで消費者庁が置かれています。消費者問題に関する基本的な政策の企画、立案、法執行。また、政策会議の庶務というものでございます。長官、次長が置かれています。それから、消費者庁の所管ということで、独立行政法人、国民生活センター、消費者問題に関する中核的实施機関でございます。

附属機関ということで、まず一番上、特別の機関でございます。消費者政策会議、会長が内閣総理大臣、全閣僚がメンバーでございます。消費者基本計画の案の作成、検証・評価・監視をしております。ちなみに、消費者基本計画は閣議で決定されるものでございます。

その下、審議会等ということで2つ。一つが食品安全委員会、食品健康影響評価を行っています。もう一つは消費者委員会、消費者問題に関する重要事項の調査審議ということで、内閣総理大臣、関係大臣、長官への建議が行われています。それぞれ事務局が置かれている、こういうものでございます。

以上でございます。

大森座長 これは全体の構図で言うと、食品安全委員会がこの中に入っているわけですね。私どもはストレートにここの関係を議論していないのですけれども、絵柄としては入っていますね。ここも、結構大きな話になってつくったなと思うのですけれども、ここ



の事務局は農水と厚労ですか。

服部参事官 主として農水省、厚労省から出向しています。

大森座長 今、安全委員会の事務局はどのくらいの規模になっていますか。

服部参事官 50人ぐらいだと思います。

大森座長 もう一つ、消費者庁と内閣府の内部部局の消費者基本政策室というのは、絵としては切れていますけれども、関係ないと困りますね。ずっと行くと特命担当大臣になるわけですから。ここはどうなっているのですか。

服部参事官 消費者基本政策室のメンバーといたしましては、食品安全委員会の事務局の幹部、消費者委員会の事務局の幹部、消費者庁の幹部が兼務で入っています。

松山内閣府審議官 補足させていただきます。今の点でございますけれども、この検討会でも消費者基本政策室を強化すべきであるという御議論がございました。また、大臣から御指示がありまして、最近増員をし、強化しました。基本政策室は総合調整に関する事務、大臣をサポートする役割を担っていますが、今、服部参事官が説明しましたように、定員はなく、その仕事だけをやっている人はおりません。したがって、関係部署と兼務の形でやっていますけれども、その室長はここにいる小田審議官ですし、川口審議官が副室長です。食品安全委員会の事務局も含めて関係者が集まって構成しているということでございます。

大森座長 もう一つ、消費者政策会議は総理が会長をやっていますので、これ全体の会議の運営は官房長官がやっているのですか。

服部参事官 主催は総理でございます。一方、全閣僚がメンバーということですので、特定のメンバーだけ集まれるような、機動的に開催できる会議が必要となります。そういう会議につきましては、消費者政策会議会長決定により、機動的に消費者問題に対応するというので、別途、内閣官房長官主催の下で関係閣僚を集めて会議を開催するという関係委員会というものが置かれています。その主催は内閣官房長官でございます。

大森座長 仮にここを消費者の特命担当大臣がやるためには、何か改正しないとできないのですか。運用ではできないですか。

服部参事官 例えば関係委員会について、特命担当大臣に主催していただくということであれば会長決定を変更すると。運用上の話でございます。

大森座長 資料1について、御質問等ございますか。

松原内閣府特命担当大臣 今、政策会議のことが議論になりましたが、この政策会議に横串を通すという点でさまざまな議論がある中で、非常に重要な位置づけだろうということは認識いたしております。今、国会も諸般さまざまな点で議論があるところですが、それとは別にこの政策会議は、私としては、早い段階で速やかに開催するようにしていきたいと考えておりますし、今、服部さんからお話があったように、たしか官房長官を会長とする委員会がありますね。

服部参事官 関係委員会会議です。

松原内閣府特命担当大臣　ここは、それぞれの大臣が出席できない場合は副大臣、政務官ということもあるでしょうが、そういったものはやはり定例的にやる必要があるだろうという認識を、現在、持っているということを申し上げておきます。

大森座長　ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。まず、資料4関係で、司令塔機能の発揮についてもう少し議論をしたいと思いますので、資料全体の説明をお願いします。

服部参事官　資料4-1を見ていただければと思います。司令塔機能の発揮について、もう少し議論を進めていただければというための資料でございます。

2ページ目でございますけれども、今回、幾つかの論点ごとに、論点の背景となったこの検討会で出された主な意見、論点について出された意見、出された意見をもとにもう少し踏み込んで御議論していただくために、考えられる対応策の例を記載しております。

まず、論点「専門的知見をどのように蓄積し、集約するか」、左側の部分でございますが、大きく分けて2つございます。中長期的課題や省庁横断的課題。もう一つが他省庁所管分野でございます。

前者でございますが、「論点の背景となった主な意見」、消費者庁の中長期的課題・各省庁横断的課題についても、審議会として調査審議を行い、消費者庁の企画立案機能の強化に貢献というお話。「論点について出された主な意見」、消費者委員会は中長期的課題・横断的課題に取り組むべき、消費者委員会が消費者庁の諮問を受けて審議するのが適切。消費者委員会は、かつての国民生活審議会のような幅広に議論できる場になる必要があるというお話でございます。

対応策の例につきましては、別途説明させていただきたいと思います。

左の上から2段目でございます。「論点の背景となった主な意見」、消費者庁に司令塔機能を支える有識者会議が存在しない。専門的な知見を集めて政策提言する審議会というものが必要である、という御意見でございます。

「論点について出された主な意見」でございますが、消費者委員会が審議会にとらわれている時間も多いため、審議会機能は消費者庁に移してしまっ、問題の発掘をしてほしいという御意見もございました。

他省庁所管分野に関してですが、「論点の背景となった主な意見」、消費者庁が研究会や検討会を設けて議論するのは難しい。「消費者政策検討会議」の検討が必要に応じ消費者委員会の審議へとつなげることが有益というお話がございました。

「論点について出された主な意見」、他省庁との問題が生じた場合、消費者庁から消費者委員会に諮問していくべき。他省庁のもの・横断的なものは消費者委員会が担い、それ以外は消費者庁が担うと整理してはどうか。消費者委員会の「審議会機能」は残し、それから得られる知見を建議・提言等にも活用してはどうかというお話がございました。

資料4-2、対応策の例について御説明させていただきたいと思います。

横軸が消費者委員会の機能でございます。左から、勧告、建議、個別法の規定による事

項の処理、諮問に応じた調査審議と並んでいます。縦軸が、案 A・B・Cでございます。

まず、A案でございますが、これは現行制度でございます。消費者委員会本委員会の下に部会ということで、注1を見ていただきますと、現在、食品表示部会、これはJAS法等に基づき調査審議するもの。個別法の規定による事項の処理に該当するものでございます。それから、新開発食品部会（内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議）が設置されています。後者は諮問に応じた調査審議に該当するものでございます。

次にB案でございますが、消費者庁からの諮問を審議する分科会、部会を設置してはどうかというものでございます。分科会につきましては、注の3でございますが、審議事項のまとまりが大きく、独立性が高い場合、法令により直接設置。部会の方でございますが、審議事項のまとまりが小さくない場合、独立性が高くない場合に設置するものでございまして、事務局につきましては、消費者庁が協力するというを書かせていただいております。

最後に、C案でございます。消費者庁に審議会を新設するというので、個別法の規定による事項の処理、諮問に応じた調査審議に対応するものとして、消費者庁に新設の審議会と書いております。

注5、注6がございまして、注5は、基本的な政策以外の建議。左から2番目のところでございますが、その中で基本的な政策以外のものについては消費者庁に新設の審議会が担うことも考えられる。注6は、その一方で、現在消費者委員会で行われている特定保健用食品の表示の許可についての調査審議のみを担うことも考えられる、というふうにしております。

留意点でございますが、C案につきましては、新設は容易ではないということ。基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないということが閣議決定されています。

それから、資料7、阿南委員からの御意見について、御紹介させていただきたいと思っております。

資料4-1、4-2に関連いたしまして、「消費者庁と消費者委員会の関係については、消費者委員会の事務局と、消費者庁の事務局の連携いかんによって左右されるのではないかと思います。消費者委員会の事務局は人数が少なく、また経験も浅いことから、消費者委員会の機能のそれぞれについて消費者視点で戦略的に組み立てていく余裕がないと見受けられます。また、消費者庁と同じ課題を、何の連携もなくそれぞれで勝手にやっていて、反目し合っているように感じられることもありました。現実的には、消費者委員会の事務局の人数増は望みが薄いと思いますので、少ない中でもそれぞれの分担を明確にするとともに、そこと消費者庁の各セクションがもっと緊密に連携をとって、消費者委員会の強化を図っていく必要があると思います」。

浅田参事官 引き続きまして、同じ資料4-1の3ページ目、論点 1(3)でございます。消費者委員会の機能と審議結果の実効性の向上をどのように図るか、ということで

ございます。これは、今まで御説明しました2ページ目の論点と共通するところがござい  
ますので、まとめて御説明させていただきます。

論点の背景となった主な意見でございますが、消費者委員会は事務局の体制が弱いとい  
う御指摘がございました。これにつきまして、主な意見を挙げますと、中長期的課題・省  
庁横断的課題は、消費者委員会が消費者庁の諮問を受けて審議するのが適切ではないか。  
ただし、十分な議論が行えるよう、消費者庁も消費者委員会と協働で事務局の機能を担い、  
調査・論点整理・ドラフトの起案を行うのがよいのではないかと。

2番目に、消費者委員会は監視機能を強化すべきであり、そのためには審議会機能を見  
直して人的体制を整備すべきである、といったようなことがございました。

対応策の例として考えられることでは、消費者庁は法定諮問事項以外についても諮問し、  
その際は、消費者庁は消費者委員会に対し、資料提出、論点整理、審議に積極的に協力と  
いったようなこととございます。

これに関連いたしまして、資料4-4という横長の紙がございまして、この資料につきま  
しては、4月10日の第5回検討会において、消費者委員会河上委員長(本日は所用で欠席  
でございます)から出されたもの、及びそのフォローアップとして、5月17日、第7回検  
討会における事務局提出資料ということで、一部修正がございまして、再配付をし  
てございます。

既に出されたものですので再度の御説明は省略いたしますけれども、エッセンスとして、  
3ページ目にポンチ絵がついてございます。いわゆる建議機能と審議会機能について図示  
しております。委員会として自ら調査審議するということで建議等を行っているわけで  
ございますが、同時に、いわゆる審議会機能と言われているものがございまして、個別法の規  
定による事項の処理ということで、類型1、2、3、4とございまして、基本的に個別の  
法律で消費者委員会の意見を聞くといったことが規定されているもの、これについて処理  
するということに加えまして、これ以外にも、総理、大臣及び消費者庁長官からの諮問に  
応じて、消費者行政の重要事項に関して調査審議するという権能もございまして。

消費者委員会委員長としては、このところがあまり使われていないので、今後は消費  
者庁からの諮問に応じ、横断的・中長期的課題についても調査審議を検討してはどうかと  
いったようなことについて御発言があったということでございます。以上でございます。

資料3に戻っていただきまして、後段につきましては、先ほど座長からもございました  
消費者政策会議関連の話ですので、この後の議論に譲りたいと思っております。

以上です。

大森座長 それでは、御説明のありました事柄について、消費者庁の審議会機能と現在  
の消費者委員会との関係をどういうふうにするかということが一つのポイントでございま  
すけれども、御意見があれば出していただいで結構だと思います。

どうぞ。

中村委員 資料4-2で、A、B、Cと3つだけ書いてありますが、私はもう一つあっ

てもいいのではないかと考えています。それは、消費者委員会の役割を勧告、建議まで、いわゆる監視機能に限定して、個別法の規定による事項の処理以下は消費者庁にお任せするというので、消費者委員会は監視機能に徹底するという位置づけも一つ可能なのではないかと考えております。

実際、2年間消費者委員会をやってみて、まさに個別法の規定による処理が、消費者委員会の本来の目的とされた業務からすると足を引っ張っているというか、事務処理に非常に労力をとられているというふうに感じましたので、C案の下にもう一つ、個別法の規定による事項の処理と建議の間に線を引くところが一番上まで行っていると。要は、消費者委員会は審議会的なことをやらないという選択もあるのではないかとと思うので、もう一つ、D案というのを加えたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

大森座長 一種の分割案ですね。

中村委員 はい。

大森座長 分割案を考えたときに力は弱まりませんか。片一方で機能は特化しますけれども、これを支える仕組みをどうするかということまで考えておかなければいけないので、そこがちょっと懸念になります。私の推測ですけれども、事務局が今のような分割案を出していない理由はそこにあるのではないかとと思いますが、事務局の方はD案を考えられるのですか。

浅田参事官 勿論、選択肢としてあり得るということとはございますけれども、河上委員長からは、資料4-1にあります。委員会としての建議と個別法に基づく審議会機能は不可分のものではないかと。資料3にもございますけれども、審議会機能として各省を呼んで話をしたりするわけですが、そこで得られた情報を建議に結びつけていくといったようなこと。これは資料4-3の3ページの絵に具体例を示しております。こういった例もあるので、建議を中心とする監視機能と審議会機能を分けて、建議機能に特化するのはいかがでしょうかというのが、河上委員長のお考えであったと理解しておりますし、それに沿ってC案を考えたということでございます。

大森座長 中村さん、私も理論上は考えられると思いますが、消費者庁の審議会機能はどういうふうに位置づけられますか。消費者委員会に対して消費者庁から諮問して、いろいろなことを検討してもらうという方法を考えられますね。

中村委員 それは、個別法のところについて、消費者委員会がやらなくてもいいのではないかとこのところが中心なので、もし別個に内閣総理大臣等から、消費者委員会にこういう点について調査審議してくださいというのがあったら、それはそれでやってもいいとっております。

大森座長 消費者庁の審議会機能はどうですか。

中村委員 消費者庁はまさに現場を抱えているわけで、現在も、例えばB案に、括弧して「事務局：消費者庁が協力」と書いてありますが、これが実情なわけです。消費者委員会の事務局が、例えば特保に関する事とか、そういうことを全部自前でやっているわけ

ではないのです。結局、現場を持っている消費者庁の事務局の協力がないと、ここの審議会の部分は動いていないわけです。そういう意味でも、消費者委員会にそういうところを単独的にやらせるような形ではなく、消費者委員会は監視機能にむしろ特化した方が整理がつくのではないかと思います。

大森座長 畠中さん、どうぞ。

畠中委員 中村先生の前に、司令塔機能の発揮についての総論的なことを申し上げようと思ったのですが、ちょっと先を越されまして、話が前後するかもしれません。やはり、司令塔機能の発揮のためには、司令塔は一つの方がいいわけです。指揮命令系統が幾つもありますと現場が混乱するというのは、歴史の教えるところでありまして、消費者行政の司令塔も、できれば一つの方が望ましい、と私は思います。資料1を見ていただきますと、消費者行政を担当する部署が幾つもある、というのがこれによくわかると思います。内閣補助事務と分担管理事務を一つにするというのは無理で、総合調整と分担管理で分かれている、というのはそれでいいと思います。また、大臣もおっしゃったように、消費者政策会議を有効活用する、というのも私は大変結構なことだと思います。

しかし、分担管理事務を所掌している消費者庁、消費者委員会、国民生活センターは、司令塔機能の発揮ということから考えると、やはり一つの方がいいのではないかと思います。ただ、消費者委員会は、議員修正でこのような形になったと承知していますので、この場で議員修正を改める、というのもなかなか難しいので、将来の課題、ということではないかと思います。ということで、先ほどの中村先生の消費者委員会の審議機能を切り離すというのも、一つの考え方ではないか、と思います。

と申しますのは、ちょっと言い忘れましたが、省庁を再編した橋本行革の省の編成についての考え方がありまして、一つは、目的別省編成です。「行政目的・任務を軸に再編し、事務の共通性・類似性にも配慮する。」もう一つは、大括り編成というのがありまして、「縦割り行政の弊害を排除するため、行政目的に照らし、可能な限り総合性、包括性をもったまとまりとして、大括り編成とする。」という基本的な方針があります。この方針に基づいて、例えば、国土交通省とか、厚生労働省とか、文科省ができたということです。

これは前政権の方針で、現政権はまた別の考え方があるかと思いますが、こういう考え方で、同じ目的を持った行政を担うところは、できる限り一つ、大括りに固める、ということがいいのではないかと思います。先ほどの要望一覧の御説明を聞いていても、これは消費者庁で一括でやれば、より効率的・効果的にできるのではないかと、という感じを受けました。

大森座長 ほかの方、どうぞ。

山内委員 私の今のところの理想的な考え方としては、C案でございます。と申しますのは、中村先生のおっしゃるのももっともですが、資料4-4の3ページの図の一番下の個別法の規定による事項の処理のうち、類例1、消費者基本計画の検証・評価・監視などについては、個別法の規定によるものではありませんが、総合的な視野からのチェック機能

でありますので、これは消費者委員会で担当するのがよいと思います。そのほかの2、3、4については、実際に消費者庁が事務局として準備をし、委員会で審議したうえで諮問されていると認識していますが、この部分は切り離して、できればC案のように新設の審議会を設けるのがよいのではないかと思います。

ただ、審議会を新設で設けるのは非常に困難だという状況があれば、また検討の余地があるかと思えます。阿南さんのご意見ももっともであると思えますので、庁の職員の方や委員会の方が幾つかの案件については協力してやる。役割としては、庁が、起案、検討から最終報告のまとめまでやるということをし、きちんと役割を認識してやるということもあるかと思えます。その上で、阿南さんも感じていらっしゃる、両方が重なってやっていると、お互いの職員の間にもちゅうちょがあるとか、反目があるというふうに見えてしまう部分を乗り越える対策として、運用上何かあるのかについて検討し対策を立てる手もあると考えます。

片山委員 私も山内さんと同じで、資料4-2のC案を見せていただいたときに、消費者委員会での審議と消費者庁に新設の審議会における審議との関係を、どう整理する御予定なのかなというふうに思っていました。全く山内さんのおっしゃるとおりで、資料4-4の、個別法の中の今なされている諮問を受けてというところも、随分性格の違うものが入り込んでいる。そこを合わせて整理することによって、委員会の審議会機能と消費者庁の審議会機能の役割分担をして、そういう個別の審議であれば消費者庁に新設をすることが可能なかなというふうに理解をしたのですが、その辺はむしろ質問として事務局からお教えいただきたいのですが。

大森座長 事務局からお願いします。

服部参事官 お手元に資料4-3というのがございまして、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」ということで平成11年に閣議決定されたものでございます。1ページの中ほどに審議会等の整理というのがございます。「審議会等の設置については、別紙1の『審議会等の設置に関する指針』によることとする」ということで、3ページをおめくりいただければと思います。

「指針」ということで1~4までございますが、特に関係のある点、まず1のところ。「国民や有識者の意見を聴くに当たっては、可能な限り、意見提出手続の活用、公聴会や聴聞の活用、関係団体の意見の聴取等によることとし、いたずらに審議会等を設置することを避ける」。2点目が、「基本的な政策の審議を行う審議会等は、原則として新設しないこととする。特段の必要性がある場合についても、設置に当たっては審議事項を限定し、可能な限り時限を付すこととする」とされています。この閣議決定は生きておりますので、これを十分踏まえる必要があるというふうに考えております。

大森座長 この閣議決定を上回るような説得的な論拠を提示できない限り、これは簡単に通らないということではないかと思います、普通に考えると。丹野さん、何か御意見はありますか。

丹野委員 中村先生、山内委員、片山先生に賛成しております。私もこれを見せていただいたときに、C案というのは非常に心ひかれたのですが、現実に新設ができない、非常にハードルが高いという御説明があったので、そういう意味ではB案にならざるを得ないのではないかと。

そのときの問題は、委員会の事務局は弱体なので、その弱体な部分をどうするかということなので、そこに「事務局：消費者庁が協力」と書いていますけれども、運用面の協力だけではなく、むしろ制度的にその部分を協力できるように仕組みで支えるというのがよろしいのではないかと、思っています。行政的にできるかどうか不明ですが、そういうことができれば、より強固になるという気がいたします。

大森座長 今日は別に結論を出すわけではありませんけれども、とりあえずいろいろ御意見を伺うと。

どうぞ。

畠中委員 先ほど御説明のあった「審議会の設置に関する指針」も橋本行革のときに決められたもので、このときの議論は、特に、政策を審議する審議会は省庁の隠れみのだ、という批判が強くて、できるだけなくせ、ということだったと思います。このとき200以上の審議会がありました、100以下に減らしましたし、政策を審議する審議会もかなり減らして、例えば各省に1つずつとかいう感じでした。今はトータルで100以上になっているのではないですか。その後、増えた審議会もありますので、絶対だめだ、ということではないと思います。

ただ、審議会を新設する場合は、スクラップ・アンド・ビルドが働くのではないかと、思いますので、スクラップ財源があるかどうか、そこがちょっと問題なのかもしれませんが、絶対にだめだ、ということではないと思います。特に、これは前政権の方針でして、現政権はまた違うかもしれない、ということです。

大森座長 消費者委員会があって消費者庁に審議会を置くという話になったら、ちゃんと調整して持ってこいと普通は言いますね。両方でそうですかなんていうことで、そのとおり認めるなどということは非常識ですよ。ではないかと普通は考えられるのですが、何かウルトラCがあるかもしれませんので。今日は別にここでこれを切ってしまうのではなくて、問題点だけ指摘しておきましょうか。

資料4-1の4ページ以降、まだ説明がありませんけれども、これを説明していただいて、議論を進めましょう。

福嶋消費者庁長官 今の件でよろしいでしょうか。

大森座長 どうぞ。

福嶋消費者庁長官 委員の皆さんからも指摘があったように、B案というのはある意味現状に近いものであるわけです。制度上はA案ですけれども、現状はB案でやっている。その中でも意思疎通が十分ではないという指摘も勿論あるわけですが、実際に消費者庁が資料を全部準備し、いろいろな協力をしながら進んでいるものも、中村委員がおっ



しゃったように、あるわけです。それをベースにしたときに、国民の皆さんへのわかりやすさのようなものがポイントかなというふうに私は思っています。消費者委員会の会議なのに消費者庁が実質動かすみたいなのわかりにくさを、どうきちっとクリアーできるのか、それとも難しいのか、というところがポイントだと思います。

大森座長 ほかに。

足立委員 少し今の議論から外れるかもしれませんが、資料4-2にあります消費者委員会の建議の内容です。これまでに建議された内容の中で、どちらかといえば個別案件に関する建議も含まれていたように思いますけれども、これが資料3-1で、これまで消費者庁等が関係省庁に対して要請を行ってきたこととの内容の差がない部分も含まれているのではないかとこのように思います。

むしろ私どもが期待するのは、例えば地方消費者行政の活性化に関して本当に詳細な調査を実施していただいて、地方の現状に即した建議をしていただいた。大変大きな期待を持っておりました。個別案件よりも、そうした大きな政策に関する部分での建議に重点を置いていただいた方がいいのではないかとこのように考えを持っておられます。今、申し上げました例に関して言いますと、地方としては大変期待していたのですが、最終的に、建議先であった消費者庁の方から十分な対応がなされたとは私も思っていないので、前回も申し上げましたけれども、建議内容についてのフォローアップについても、十分な体制をもってやっていただきたいという希望を持っています。今の議論から少し外れてしまいますけれども、以上です。

大森座長 それでは、説明をしていただきましょうか。

浅田参事官 では、資料4-1にお戻りいただきまして、3ページ、後段の部分でございます。

今、足立委員から先ほどご指摘のありました、建議や提言のフォローアップということでございます。事務局の体制が弱いというところで、「消費者委員会は、建議や提言のフォローアップをより強化し、十分な改善が図れていない場合は、繰り返し要請を行うなど建議内容の実現を図ってほしい」といった御指摘がございました。

これにつきましては、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて繰り返し建議といったこと。あとは、閣僚級会議、課長会議も活用して建議、提言への対応を求める。消費者基本計画に建議、提言のフォローアップを反映するといったようなことが考えられるということでございます。更に、消費者政策会議の活用とも関係しますので、これについても御議論いただきたいと思っております。

服部参事官 次に4ページ目でございますが、論点の(4)番目、消費者政策会議をどのように活用すべきかということでございます。「論点の背景となった主な意見」、参議院の附帯決議で、「消費者政策会議については、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること」とされておりまして、存置も含め在り方を見直さなければいけないことになっている。これに関連しましては、消費者委員会よりも上位に位置づけられ

る消費者政策会議、その幹事会のメンバーは事務次官ですが、事務次官の集まりの組織では抵抗勢力になるおそれがあるのではないかと、かつてこういう御懸念も寄せられていたというふうに承知しております。

「全閣僚が集まって消費者問題を考える機会であり、消費者行政全体を消費者目線にする絶好の機会。実質的な消費者問題を考える機会にしていくべき」という御意見もございました。

真ん中の部分でございますが、「論点について出された主な意見」、「関係委員会議は、これまでの官房長官に代わり、特命担当大臣を中心に開催できるようにすることを検討すべき。特命担当大臣は政策会議や同関係委員会議において特別な位置づけが与えられるべき。担当課長会議も日常的に開催し、消費者委員会の出した建議や提言のフォローアップ、国民生活センターの政策提言に対する対応の協議などすべき。すき間事案や複数省庁に関わる緊急時の案件の調査、分析、省庁間調整については、第一義的には消費者庁。関係省庁の動きが鈍い際には、委員会が支援し、機動力が要請される際には、特命担当大臣の発動。レベル分けとアクションが必要」という話がございました。

一番右側でございますが、対応策の例といたしまして、「政策会議の構成員の見直し、関係委員会議の積極的活用（消費者担当大臣が主導する仕組みを導入）。同会議には、消費者委員会委員長、消費者庁長官、国民生活センターの長も出席。次官級の幹事会は廃止、消費者担当大臣が召集する局長級会議を設ける。担当課長会議を定期的で開催し、建議や要望のフォローアップ」。

これらの点に関しまして御議論していただきたい事項といたしまして、内閣として消費者行政の位置づけを高め、推進していく仕組みとして、消費者政策会議をどう活用すべきか、というのをお願いしたいと思います。

次のページでございますが、次の論点、「内閣府特命担当大臣の総合調整権限をどのように活用すべきか」。これに関しましては、「司令塔機能を発揮することを望む。司令塔として他省庁のとりまとめに当たるべき」、こうしたものが背景にございます。

真ん中の部分でございますが、「論点について出された主な意見」、「総合調整機能の発揮には、消費者基本政策室及び消費者庁の職員の増員等の体制強化が不可欠。大臣の判断を補佐するだけのスタッフの配置が必要である」という話がございました。

この部分に関しまして、総合調整権限を持つ特命担当大臣と消費者庁の司令塔機能の役割分担、連携、こうしたものにつきましても御議論いただければと思っております。

また、資料7の阿南委員からの御意見、これらの部分に該当するものでございますが、「4ページ、消費者政策会議については」ということで、資料にあります主な意見及び対応策の例に賛成しますということでございます。

5ページ目、「内閣府特命担当大臣の総合調整権限の活用については、消費者基本政策室をもっと機能させることが重要です。また、食品安全委員会の事務局も位置づけ、食品安全基本法所管の意義を明確化すべきです。そうすることによって、食品安全委員会のリス

ク評価やリスクコミュニケーションといった重要機能にもっと消費者視点を持たせることができると思います」、こういう御意見をいただいております。

こちらからは以上でございます。

大森座長 以上の点について、御意見を伺いましょうか。

どうぞ。

中村委員 消費者政策会議のところの意見、大半は私が言ったことでしたが、今、消費者政策会議の庶務は消費者庁消費者政策課で担当しています。そこについて前々回も申し上げたのですが、消費者基本計画の策定という重要な仕事があるわけです。基本計画の中身というのは、消費者行政にかかわる各省庁に対して、こういうことをやりますというような目標を立てさせるわけです。それを閣議決定して、国の消費者基本計画をまとめるのですが、こういうことをやらなければいけないとか、こうやれとか言われる先の消費者庁の一つの課が消費者政策会議の庶務を担当しているのかなというのを、ちょっと感じています。自分のところに対してもいろいろなことを言わなければいけないのに、ここに庶務を持たせておいていいのかなという気がします。

もう一つ、内閣府に消費者基本政策室というのがあるということはこの会議の中で皆さん認識したと思いますが、あそこの方が、もう一步、各消費者行政省庁から独立した形で位置づけられている。余り過去の閣議決定とかそういうのにこだわっていると、ものが言いにくくなるのですけれども、消費者政策会議の事務担当というのは例えばこの消費者基本政策室が担うとか、そういうところまで合わせて、基本政策室の中身は前回説明してもらいましたが、関係の委員会とか庁からの寄せ集め、と言っては失礼ですが、そういう部隊で構成されている。常設的な事務局がきちっとあって、という雰囲気は余り感じなかったのですが、あそこをもう少し強化して、総合調整を踏まえて位置づけた方がいいのではないか。せっかくああいう形が組織上あるのですから、あそこをもっと上手に使うことによって、消費者行政全体の動きをよくしていくという工夫も必要なのではないかというふうに考えております。

大森座長 今のことは大事なことだと思いますけれども、消費者庁が外局になったものだから、大臣の総合調整機能を担えないわけです、建前としては。それでアイデアの一つは、基本政策室の運用を工夫する。外局ですから建前は崩せませんので、実質的にどうすればいいかということが、今の御発言との関係で非常に大事なポイントになってくるのではないかと思います。どうやったらここを、実質的にいろいろな意味で調整機能を果たすと同時にいろいろなことが可能になっていって、基本計画の話に連動させられるかということですから、この運用問題は明らかにあるのではないのでしょうか。

どうぞ、御意見があれば。

山内委員 総合調整という機能そのものが、私自身、よく理解できないのですけれども、消費者庁が日常的に、先ほど国民生活センターから言われたような注意喚起を他の省庁とやり取りしながら、この件については厚生労働省でちゃんとやってくださいとか、行政指

導してくださいということの調整も調整だと思いますが、そういうものと違う総合調整機能というのは何なのでしょう。

大森座長 では、事務局から。

服部参事官 消費者庁が全くできないということではないと思いますけれども、ほかの省庁との調整というのは事務レベルでやれる範囲と。それが政務、大臣レベルということになりますと、内閣での総合調整というところで行っていただくことになろうかと思いません。

大森座長 全くできないことはないわけで、何かできることがあるか。そういう御質問ですが。

松山内閣府審議官 消費者庁を設置するときに、総合調整権限を消費者庁に持たせられないかということは法制局と実はさんざん議論をしました。畠中委員が先ほどお話しただいたように、内閣府の外局に総合調整権限を持たせることはできないと。実は金融庁も同じ構造になっておりまして、金融庁も、金融に関する総合調整権限については内閣府本体が持つという消費者庁と同じ構造になっています。

山内委員御指摘の、総合調整というのはそもそも何なのかという点は、確かに難しい点を含んでいると思いますけれども、個別の法令に基づいた調整、これは消費者庁もいろいろな調整ができる。そういうことではなく、個別の法令に基づく調整事務ではなく、例えば霞が関の各省庁が、消費者行政に関する法律とか予算、それら全体に対して方向性を与えるとか、幾つかの役所の間で矛盾が生じているとか、方向性に問題があるというときなどに行うのが総合調整。特命担当大臣の総合調整権限がどこまで具体論に及ぶかという辺りについては、議論がありますけれども、基本的な政策、基本的なところについて、ここはこうすべきであると。例えば、予算上もっと重視すべきであるとか、消費者の安全性を確保するための規制を強化する方向で見直すべきであるとか、そういった方向性を示していく、そういった機能であると私は理解しております。

昔、橋本行革以前の総理府外局、例えば、経済企画庁という役所は総理府の外局で、いわゆる作用法は所管しておりませんでしたけれども、個別法の所管と総合調整権限と両方併せ持つことができるという整理を、当時はしていたわけです。橋本行革で内閣府を設置するときに、それはやめようという整理をいたしまして、内閣府の本体の方で、総理に直結した形で特命担当大臣が、総理の分身として総合調整権限を発揮していく。そういう整理が今も生きている、そういう状況でございます。

大森座長 ほかにございますでしょうか。

橋本委員 消費者政策会議の活用のところですが、対応策の例に消費者政策会議の構成員の見直しというところがあります。これについては、論点の背景となった主な意見の2つ目のマルに、「全閣僚が集まって消費者問題を考える機会であり、消費者行政全体を消費者目線にする絶好の機会」というふうになっているのは、私は是非これは反映させていただきたく、構成員の見直しというところは論議をしていった方がいいかなと。ただ、形骸

化しているという意見も同時にありますが、一部の閣僚だけではなく、全閣僚にそういった消費者目線に立った政策について考える機会を設けていただくのも、必要ではないかと思えます。対応策のところのこの点だけは、もうちょっと論議をしてから考えていった方がいいのではないかというふうに思えます。

大森座長 ほかに、御意見はございますでしょうか。

一つは、政策会議をどういうふうに考えていくか、大きいですね。その下で関係の閣僚の皆様方にお集まりいただくとか、それをバックアップするような課長さんたちの集まりを機動力に動かし得るかとか、幾つか政策会議そのものの在り方を見直していただくような話と連動させて、下の基本政策室を具体的にどう動かすか。それに消費者庁はどう絡むかということだと思えます。その辺のところを少し詰めて、今後、我々としては集約していきたいと思っています。

次のテーマにあってよろしゅうございましょうか。次は、資料5、説明していただきます。

服部参事官 資料5 - 1につきましては、国民生活センターが仮に内閣府本府、消費者庁に移行した場合、人事権、指揮監督権はどのようになるだろうかということ。資料5 - 2は、現在の国民生活センターと同じようにしていく上で、参考になる例としてどのようなものがあるのかということで、つけさせていただいているものでございます。

資料5 - 1の一番左側のところでございますが、まず任免権に関しまして、現状、理事長、監事につきましては内閣総理大臣が任命しています。その他の役員、職員につきましては理事長が任命しています。内閣府本府に仮に移行した場合ですけれども、内閣府本府の機関では、内閣総理大臣が職員を任免する。これは、施設等機関や特別の機関を置く場合の職員の任免も含まれています。職員については、従来理事長が任免したものが、内閣総理大臣が任免することになる、こういう変化が生じるということでございます。

消費者庁の場合、長官は内閣総理大臣が任免、その他の職員は長官による任免が原則でございます。従来と比較しますと、理事長について内閣総理大臣が任命していたものが、長官が任免することになる。職員についても同様に理事長が任命していたものが、長官が任免することになります。

指揮監督権でございますが、現在、主務大臣の法人に対する関与事項、これは中期目標の指示といったものでございますが、法令で定められているものに限定されております。理事長は法人の業務を総理ということでございますので、理事長が中心になって事務を行うということでございます。

これが内閣府本府の場合、内閣総理大臣が内閣府の事務を統括し、職員の服務を統督。内閣官房長官、特命担当大臣、事務次官が関与することになります。

消費者庁の場合も同様でございますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣の関与、これは同じようなことでございます。

事務次官の並びということで、長官が事務の統括、職員の服務の統督を行うことになっ

ています。

資料5 - 2でございますが、人事権、指揮監督権につきまして、現状と同じようにしていく工夫として、どのような先例があるのかということでつけさせていただいております。資料5 - 2は人事権に関連するものでございます。

国に移行した場合、原則にございますように、職員の任免は各府省の大臣または各外局の長が行う。したがって、国民生活センターを本府に移行した場合には内閣総理大臣が任免、消費者庁に移行した場合には長官が任免することになります。

1ページおめくりいただきまして、特別の機関の場合の例外についての資料がこの2ページ目でございます。外局に属する特別の機関の長の任免に、本府省の大臣が関与するというものでございます。

一つの例が、国税不服審判所、財務省の外局に属する特別の機関の長の任命について、財務大臣が関与。第78条第2項がございますが、「国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命する」となっております。

また、警察庁でございますが、警察法第16条で、「警察庁の長は、警察庁長官とし、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免する」、このようになっております。

3ページ目を見ていただきますと、当てはめのイメージを見てみますと、国民生活センターを本府の特別の機関とした場合、国民生活センターの長は、内閣総理大臣が任命。これは原則どおり。

消費者庁の特別の機関とした場合には、センターの長は、消費者庁長官が内閣総理大臣の承認を受けて任命する。「内閣総理大臣の承認を受けて」というところが付加されるということでございます。

次に4ページ、今度は職員の場合でございます。特別の機関の職員の任免を当該機関の長が行うというものでございまして、警察庁の場合、第16条第2項、「警察庁長官は、所部の職員を任免し」となっております。そういう例がございます。

5ページ目、原子力安全・保安院、これは経済産業省の外局に属する特別の機関ですが、その職員の任免については、その機関の長が行うというものでございまして、第5項に「原子力安全・保安院の職員の任免は、原子力安全・保安院長が行う」となっております。

現在は、国民生活センターの理事長が職員の任免をするというふうになっておりますが、当てはめのイメージを見てみますと、国民生活センターを内閣府本府の特別の機関とした場合、国民生活センターの職員の任免は、国民生活センター長が行う。現状と同じというふうに、当てはめた場合にはなりません。

消費者庁の特別の機関とした場合も同様でございまして、職員の任免は、国民生活センター長が行う。現在と同じようなことになっております。

次に、指揮監督権でございます。これも国へ移行した場合、原則は、職員への指揮監督は、各府省の大臣または各外局の長が行うということで、本府の場合には、内閣総理大臣が事務を統括、特命担当大臣が掌理、事務次官が監督でございます。

消費者庁の場合も、事務次官のところは長官による事務の統括になる以外は同じでございます。

こうしたものの例外でございますが、5ページを見ていただきますと、指揮監督の対象となる機関に対する指揮監督権を包括的に制限するという例がございます。

中ほどの2項のところでございますが、「警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し」。この管理は、「基本的に、大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に即して行われるよう指揮監督することを意味する」とされておりまして、現在の独立行政法人の大臣の関与、中期目標の指示、こういったものと類似している側面がございます。

次に6ページでございますが、当てはめのイメージ。内閣府本府の場合は、「内閣総理大臣の管理に服し、国民生活センターの事務を統括し、センターの職員を任免し、及びその服務についてこれを統督する」ということでございます。

消費者庁の特別の機関とした場合については、消費者庁長官の管理に服し、以下、同様でございます。

次に、7ページ。これは職務の性質に着目し、それに応じて指揮監督権を個別に制限している例でございます。海難審判所というものでございまして、国土交通省の特別の機関としておき、職員の職権行使の独立性を法的に担保しております。この13条では、「審判官は、独立してその職権を行う」とされておりまして。

次に、当てはめのイメージ、8ページ目でございますが、国民生活センターを本府の特別の機関とした場合、職員のうち（例えば相談）、独立してその職権を行う。「職員のうち（例えば相談）は、独立してその職権を行う」ということについては、消費者庁の場合も同じでございます。

次に、9ページでございます。これは検察庁の場合でございますが、法務省の特別の機関であります。「主務大臣である法務大臣は、特別の機関の職員に対する一般的な指揮監督権がある一方、個々の事案については、特別の機関の長を通じてのみ指揮を行う」ということでございます。絵の方に書いてありますが、法務大臣から検事総長には指揮監督、検察官につきましては、個々の事件の取り調べまたは処分を除いております。

当てはめのイメージといたしまして、本府の場合、「内閣総理大臣は、センター職員の事務に関し、センター職員を一般に指揮監督することができる。ただし、（例えば相談）については、国民生活センター長のみを指揮することができる」というものでございます。これにつきましては、消費者庁の場合も消費者庁長官以下に関し同じでございます。

引き続きまして、資料6-1、6-2について、御説明させていただきたいと思っております。

資料6-1は「ADRを担う移管先、組織形態について」ということで、横軸に移管先3つ、縦軸は組織形態です。ADR機能を審議会に置く場合は、内閣府本府、消費者庁の場合、共に同じでございますが、法律によりADR機能を担う審議会等を新設、事務局は内部部局。

消費者委員会の場合でございますが、新たにADR分科会（部会）を設置。分科会（部会）

の決定をもって消費者委員会としての決定とする。事務局は消費者委員会事務局。

ADR 機能を、特別の機関に置かれた、合議制機関に置く場合がございますが、内閣府本府と消費者庁の場合は同様でございます。「法律により、国民生活センターを特別の機関として置き、当該機関に、ADR を担う合議制の機関を設置」。事務局は特別の機関となります。

真ん中部分でございますが、内閣府設置法上、審議会等である消費者委員会に特別の機関を置くことはできないとなっておりますので、この部分は該当なしになります。

注2のところに書いておりますが、現行の国民生活センターのADRにつきましましては次のような仕組みが整備されています。委員会は独立して職権を行う、和解仲介手続等の非公開、職員はADR手続に関し委員以外からの命令・指示を受けず、中立・公正な立場で職務を行う。情報の取扱いに関するルールも定められておりまして、国への移管後も同様の仕組みを維持するということが考えられます。

次に、資料6-2でございます。今、申し上げた中に消費者委員会というものがございましたが、消費者委員会と国民生活センター、現行の紛争解決委員会に関する規定を比較したものが資料6-2でございます。

左側に消費者委員会、右側に紛争解決委員会ということで、設置、事務、以下、職権の行使等を比較しています。3番目の職権の行使、双方独立してその職権を行う。委員の任命は、消費者委員会は内閣総理大臣が任命。紛争解決委員会は内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命。委員長につきましましては、どちらも委員長を置き、委員の互選。事務局も同じような規定でございまして、委員会に事務局を置く。事務局長のほか、所要の職員、事務局長が局務を掌理するというところでございます。

部会/和解の仲介手続に関しましても、消費者委員会委員は委員長が指名をする。部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。紛争解決委員会仲介委員の過半数で決する。規定を見ますと非常に類似しているところがございます。

御議論の参考にさせていただければと思います。以上でございます。

大森座長 資料5-1のところ、任免権と指揮監督権ですけれども、財務省に予算を要求するとか、総務省に定員の改定の要求をしますが、それは、仮に国民生活センターが国に移行しても特に変わりませんか。

服部参事官 内閣府なり消費者庁の予算要求、定員要求として基本的には同じだと思います。

大森座長 ということは、今は、国民生活センターのお金については消費者庁を通じていろいろ要求を出していると。

服部参事官 そのとおりでございます。

大森座長 仮に国民生活センターがどこに位置づけられようが、国の機関になったときに、内部過程としては変わらないものですか。強まりますか、弱まりますか。国民生活センターの方から消費者庁にいろいろ要望がありますが、それで財務いろいろな意味で交渉するわけですね。どんな感じになりますか。



川口審議官 現在、独立行政法人でございますので、独立行政法人自体が予算を正式に要求することはないわけでございますが、今は消費者庁が交付金を財務省に要求をする。消費者庁の予算は90億円前後ですが、その3分の1弱を国民生活センターに交付金として与えて、その交付金の範囲内で国民生活センターが、内訳についてある程度自由度をもって執行していくというふうにしております。ですから、独立行政法人ですと執行については自由度はございますが、予算、組織については、所管の省庁の方に、現在は、相当程度の自由度と申しますか、権限があるわけでございます。

国に移管した場合については、内閣府、消費者庁いずれのケースにおいても、一つの行政機関ということでございますので、内閣府の大臣官房、消費者庁の総務課というところが調整をしていくところに、一つの部局のように、特別の機関、施設等機関、いろいろなケースはございますが、自分の方針を考えて、それを所管の内閣府あるいは消費者庁へ出していく。そこで議論して大臣の承認を受けて、財務省、総務省に要求をしていくことになりますので、これは御見解が皆様あるかもしれませんが、自立性という意味においては、むしろ国の行政機関になったときの方が、行政機関としての責任の下で自立性があるということではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

中村委員 今の座長の指摘は私も関心を持っていて、今回、資料5で出されたのは人事権と指揮監督権だけですけれども、国民生活センターの一体性、独立性ということをとずっと言われて、それが国へ移行するときに、どこに行ったらどうなるのかということを考えてときに、人事、指揮も大切ですが、予算というのは非常に重要です。今、簡単に説明されましたけれども、現在の独法としての国センの予算はどういうふうに誰が決めているのかという辺り、それが一つ。

それから、国へ移行するに当たって、内閣府の本府に行くのか、消費者庁に行くのか、消費者委員会に行くのか、それとも別の方法が考えられるのかというイメージが出てきていますが、それぞれ、その場合の予算はどうなるんですかというところの説明資料もいただきたいと思います。今後、この議論をして判断していく場合に非常に重要だと思うので、是非準備していただきたいと思います。

川口審議官 概要は先ほど申し上げたところですが、もう少し具体的にわかるような資料を用意したいと思います。

大森座長 今、相当きつい定員管理をやっておられますから、独法で出ていってぎりぎり、新規の要求がなかなか通らないそうですが、それでも維持できたものが、国の機関になったときに、全体の定員管理の中に入ったときに、減らされるのではないかという心配がいつもどこかにある。だから、お金だけではなくて、定員管理の話も大事なのではないかと思っています。何かわかりやすい資料があるならば、現在こうなっていて、こういうことは予測されますとか、何か出てくると判断しやすいと思いますが。

川口審議官 概要は別途用意いたします。資料としては用意いたしますが、独立行政法人は定員という管理ではなく、人件費ということで金額で管理されておまして、その範

困で毎年1%減少という枠をずっとかけられている。ただ、国の行政機関に入った場合には、今度は定員として、今の消費者庁、内閣府と同様に管理されるというところが違っております。

大森座長 国民生活センターがどこに行くかによって、国民生活センターにかかる経費は誰が予算要求するのか。そういうことと関係ありますので、できるだけわかりやすい資料ができるならば、出していただくということにさせていただきます。

それでは、まず、資料5関係で何か御意見がありましたら、伺いましょうか。

橋本さん、どうぞ。

橋本委員 職員関係はわかったのですけれども、国センには相談員さんという非常勤の方たちがいらっしゃいます。その身分等は、もし国に入った場合、どうなっていくのかということも、もし資料とかあれば次回までに用意していただければというふうに思います。

大森座長 今、おわかりでしょうか。相談員さんはどういう扱いになるか。

服部参事官 消費者庁の中でも非常勤職員、こういった制度はありますので、そういったことに基づいて御説明を別途させていただければと思います。

大森座長 よろしいですか。

橋本委員 はい。

大森座長 どうぞ。

山内委員 私も質問です。人の採用の決定は、先ほど御説明いただいた人事権と同様に行われると理解してよいでしょうか。

もう一つは、この間、消費者庁の職員が、国民生活センターのプロパーの長い経験の職員の方の隣に席を置くことによって、消費者目線を涵養するような環境づくりという話が出ておりました。その関係で、消費者庁の職員の方が国民生活センターへ出向する。逆に、センターの方が庁に出向するといったときに、組織をどこに置くかによって何か制限があるのかということについても教えていただきたいと思います。

服部参事官 まず、採用についても同じです。それから、出向ということになりますと、属しているところを辞める退職と、新しい組織での採用ということになると思います。採用ということになれば、定員とかそういったもので余裕があるのかないのか、そういう枠があるのか、そういった制約はあろうかと思えます。

川口審議官 出向という場合、恐らく御質問の趣旨は、内閣府の国民生活センターになった場合、消費者庁の国民生活センターになった場合ということだと思います。人事権者が、内閣府の場合は内閣総理大臣、消費者庁の場合は消費者庁長官ということが原則ですが、特別の機関にした場合には、国民生活センター長、そういう方がいずれにせよ権限を持っていますので、出ていく場合も入っていく場合も、センター長がうんと言わないものは認められない。勝手には動かされないということです。

ただ、内閣総理大臣の場合は、事実上は内閣府の大臣官房人事課がそれをコントロール

していきますし、消費者庁の場合は消費者庁の総務課がコントロールをしていく。そこも了承したものが、運用上、認められるということになる。そこは違いになります。

大森座長 丹野さん、どうぞ。

丹野委員 私も質問ですが、指揮監督権についてペーパーが出されていますが、9ページに、法務大臣と検察官の関係が出ていて、大臣は検察官の個々の事件の取り調べ、または処分を除くという形で書かれています。これは、例えば国民生活センターが国へ行ったときに、消費生活相談のようなものをどうするのかというときにイメージしやすいと思いますが、指揮監督というのは、決裁権限とか、専決権と言うのでしょうか。これで言うと、検事総長が検察官を指揮監督すると。例えば個々の業務の中で、国民生活センターのセンター長が一般職員の業務を指揮監督するということは、そこで決裁権が、大臣からの部分と遮断されるというふうに理解をしてもよろしいのかどうか。そこだけ教えていただきたいと思います。

服部参事官 資料5-1に、真ん中の事務次官のところですが、監督については、「ある人またはある機関が、他の機関の行為について、その行為がその人または機関の遵守すべき義務に違反することがないかどうか、行為の目的を達成するのに不相当でないかどうかを監視し、必要に応じて指示命令をすること」ということで、決裁有無にかかわらず、こういう包括的な意味合いがあるものではないかと考えております。

丹野委員 いまいちよくわからないので、もう少し教えていただけますか。

大森座長 畠中さん、どうですか。

畠中委員 念のために申し上げますが、検察庁の例は指揮権発動の規定でして、指揮権発動と言った途端に大騒ぎになるような規定ですので、これは参考にならないですね。

それから、一般に、指揮監督権は、行政官の場合は大臣以下の監督権に服するということですが、外部委任、内部委任という制度がありまして、例えば、大臣の決裁権を局長に委任するとか、案件に応じて施設等機関の長に委任する、というのがあります。委任された範囲では、独立して、局長や施設等機関の長の判断で実施できる、ということです。省の全体の方針に反しない限り、ということですが、長の判断で実施できる、という制度はあります。

丹野委員 決裁権を委任する部分については、法律に書き込むのですか。

畠中委員 外部委任の場合は書いてあるし、内部委任の場合は、大臣の訓令か何かで大体書いてあります。

山本座長代理 恐らく、指揮監督権というのはかなり極限的な状態の話であると思います。つまり日常的には、国民生活センターの特定の事務、例えば相談という事務が国民生活センターの事務であるとすれば、それは国民生活センターの中で行う。例えば内部的な規則をもって、誰が決裁するか、専決権限等を決めておくというのが日常的な動きであろうと。それは恐らく、どのような制度をとっても変わらないのではないかと思います。

ただ、例えば内閣府の長である内閣総理大臣とか、消費者庁長官などが、国民生活セン

ター長に対して、場合によっては、この事案の処理の仕方はおかしいのではないかというようなことを言えるのかどうか。あるいは、組織の運営の在り方について、もう少し改善した方がいいのではないかということがどの程度言えるか。その意味では、日常的な動きというよりは、可能性として、場合によってはそういうことができるのかどうかというのが、恐らくこの指揮監督権の議論だろうと思います。

大森座長 資料の中の法律事項と書いてあるところがポイントなのです。あとは基本的に言えば運用問題ですから、どういうふうに考えても。そういうことだと思います。

ほかに、どうぞ御意見があれば。

中村委員 今日の資料5 - 2、3で、実際の省庁のパターンが例示されていますけれども、今まさにできようとしている原子力規制庁、これは私はすごく参考になると思っています。環境省の外局の原子力規制庁というものができて、そこが中心に動くのかと思ったら、その上に三条委員会の規制委員会ができたり、各省庁から集まってきた職員が、ノーリターンルールというので、出身省庁に戻ってはいけないというルールまでつくっているわけです。これは消費者庁に関しても言われていることなので、できたら次回、原子力規制庁の仕組みやルールについて、どなたかきちっと報告をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

大森座長 3・11の衝撃を受けたものと、ここの消費者庁はちょっと雰囲気は違うのですが、でも、理論上はあり得るわけですね。ノーリターンルールなんて前から言っているわけです。私も個人的にはそう思っていますけれども、全員でなくてもいいですが、ここに骨を埋めると考える人がいてもいい。次回、それを説明していただくことはできますか。

川口審議官 どういう形で御報告できるか、検討させていただければと思います。いずれにせよ、調べて御報告する方向でやりたいと思います。

大森座長 あれはほぼ確定したのですか。

中村委員 与野党合意はできていますから、間もなく法律が通ると思います。

大森座長 またもめて、法律でぐちゃぐちゃになる可能性もありますが、そのアイデアみたいなものは勉強することはできますね。とりあえず私どもとしては、参考資料的なもので準備できるものがあればお願いする。事務局の方はよろしいですか。

川口審議官 はい。

大森座長 資料5関係はよろしいでしょうか。

どうぞ。

足立委員 資料5 - 3で指揮監督権の御説明が出たところで、国への移行というのが具体的にイメージできつつあるのではないかと思いますけれども、この影響といたしますのが、国民生活センターとこれまでの各省庁との関係が大きく変わるということだと思います。つまり、これまで国民生活センターは何か施策を要望する、提案するという機関であって、そこまでよかったものが、今度は、大きな政策を実施する国のどこかの機関の一部に組み込まれる。単純に要望すればいいという立場から、要望した内容を実現するところまで

責任が拡大するといいますか、そうした覚悟も持たないといけないということだと思いません。

例えば資料4 - 1の4ページ、対応策の例の「建議や国民生活センターの要望のフォローアップを行う」と。国民生活センターが単に国の機関になったときに、要望するだけの機関で終わらないというところをしっかりと確認しておく必要があるのではないかと思います。つまり、施策を要望する立場から施策を実施、あるいは実現する立場になることについては、今後、国民生活センターの職員さんも覚悟し、意識改革をする必要が出てくるだろうと思います。

基本的には、これまでの国民生活センターと国の機関との関係の中で、よく言われている、国の機関になったときも機動性の確保が必要だということは、イメージとか、観念的には理解できますけれども、これまでのように独法と国の機関という組織が違う現状については、国の組織として、他人の関係のような状態にいるのがいいとは私は思いません。むしろこの機会に、国に移行する中で、国民生活センターも施策の実現について、もう少し力を発揮してもらえよう組織になってほしいと思っています。

大森座長 今まではどちらかというと、国民生活センターのよさというか、機能的な強みみたいなものをどうやって損なうことなしに持っていかれるかということ議論してきましたけれども、足立委員さんの意見は、それプラスの話が含まれるのではないですかという御指摘ですので、ちょっとそのことも念頭に置いておきましょうか。

山本さん、何かありますか。

山本座長代理 話が戻ってしまうかもしれませんが、5 - 2と5 - 3の資料、人事権と指揮監督権についてですけれども、原則と書いてあるのが、いわば現在の国の行政機関に関する一般ルールをそのまま当てはめるとこうなります、という話です。それ以下のところで例外と書いてあるのは、何か特別な事情がある場合には、このような制度設計の例が現にありますということですから、何も理由がないということになると、そのまま一般ルールが当てはめられてしまう可能性もある。そうではなくて、あとの特別な例外の方が必要であるということであれば、積極的に論拠を出していただいた方がよろしいのではないかと思います。

大森座長 ということは、国民生活センターをどういう性質の組織にするかということも関係あるのでしょうか。

山本座長代理 そうですね。

大森座長 例えば特別の機関にした場合の理由、根拠、特別の機関として何ができるかということをも明確化する。

山本座長代理 そもそも組織を特別の機関にするということの理由であり、細かく言えば、人事権あるいは指揮監督権ということだと思えます。

大森座長 はい。

6も重要ですので、6の方にいきたいのですけれども、よろしいでしょうか。山本さん

からコメントがあれば、ここをどう位置づけるかも重要な話になっていますので、お願いしましょうか。

山本座長代理 6 に関しては、前回、ほぼ論点は出ているのではないかと思います。6 - 1 の 2 枚目のイメージが非常にわかりやすいので、これを見ていただくとよろしいのではないかと思います。結局、ADR 機能を担う機関自体の独立性をどれだけ担保するかというところが一つのポイントであり、例えば案 1 とか案 3 ですと、独立の審議会ということになりますから、独立性という意味で言えば一番高いのではないかと。

案 2 は審議会の分科会という位置づけですから、それに比べると完全な独立性があるというわけでもないですけれども、制度的な工夫をしましょうということであり、案 4 と案 5 は、特別の機関の中に審議会というのは現在の法令上はできないので、特別の機関の中に特別の何か機関をつくるという案です。これが実現すれば独立性が担保されるということですが、今まで全く同じような例が余りないので、実現可能性の面で少し問題はあるけれども、もし実現できれば独立性は担保されるということではないかと思います。

あとは、どういう機能とくっつけるか。どういう事務を行う組織と ADR 機関をくっつけるかということで、案 1 は、全くほかのところから切り離すということです。案 4 と案 5 は、現在の国民生活センターの相談、あっせん、その辺の機能を行うところと一定の連続性を持たせるということであり、案 2 は、消費者委員会の現在の監視の機能とくっつけるという案であり、案 3 というのが、消費者庁の現在の機能とくっつけるということですから、大きく分けると、独立性をどれだけ担保できるかということと、どういう機能を担当する部局とくっつけるのかということ、それから、実現可能性ということが第 3 にはあるかというふうに思います。

大森座長 一つお伺いしたいのは、資料 6 - 2 の比較表を見ると、この両方が何か似ているなと思うわけです。余りにも似ているので、一緒にならないかなと素人風には思いますが、6 - 2 はどういうふうに考えればいいですか。

山本座長代理 完全に同じにする、つまり、消費者委員会そのものが紛争解決委員会も兼ねるということになると、同じ審議会が一方で政策に関する提言等も行い、現在で言うと、個別の処分等に関する案件に関する諮問等も受けるということがあり、他方で ADR 機能も担うということで、本来くっけるとむしろ関係者からの協力が得られなくなるのではないかと懸念されるような機能がくっついてしまうということがあります。ですから、もしもこれをくっけるとすると、分科会を特別につくるという形にするので、そのままドッキングさせるというのは難しく、分科会という形にしないではいけないという問題はあるかと思います。

畠中委員 補足でいいですか。

大森座長 どうぞお願いします。

畠中委員 山本先生の御説明で、一つ、業務量がどれだけあるか。年に何件しかないということなら、そのための機関を新設するというのはあまり考えられないけれども、年が

ら年じゅう忙しい、ということになると、そのためだけの機関を新設する、というのは考えられるわけです、理屈としては。ただ、先ほど言ったように、内閣の方針として、スクラップ・アンド・ビルドということになると、どこかの似たような機関にひっつけて、そこでできるだけ独立性を確保する、ということではないか、というふうに私は思います。

山内委員 山本先生が機能の連続性をおっしゃったのですが、6-1の事務局を見ますと、国民生活センターが担っている相談・あっせんの機能などを通じて経験を積まれた方が、今、ADRの事務局をされていると思いますので、そういう人の配置も非常に重要だと思います。1、2、3ですと、内閣府の職員の方が担うにはちょっと不安があるということで、やはり連続性と職員の継続性、経験ということも考えますと、私は、4か5かなというふうに今のところ思っています。

大森座長 丹野さん、どうぞ。

丹野委員 私も、国民生活センターのADRが果たしている機能を考えると、確かに国民生活センターの中で独立して個別案件の被害回復をやっているのですが、他方、その情報を全国の消費生活センターにPIO-NETを通じて返しているということがございます。そこは、国民生活センターが公表している部分よりもう少し踏み込んだ形で、PIO-NETを通じて全国の消費生活センターに、相談として役立てるために返しているという部分がございます。その機能を考えれば、今、山内委員もおっしゃいましたけれども、国民生活センターを特別な機関として、案4になるか、案5になるかわかりませんが、その中にADRを更に置くという体制の方が好ましいと考えます。

片山委員 私も丹野委員と一緒に、国民生活センターのADRの機能というのは単に紛争解決だけではない。各地のセンターでやっておられる相談の支援だとか、ADRにおける紛争解決結果のフィードバックによって、よりよい相談業務のレベルアップを図るという、いろいろな機能と連携をしているので、案4、案5のように、国民生活センターの他の機能との連携、あるいは機動的なものということを十分に考慮して、組織をつくっていく必要があるのではないかと考えます。

足立委員 組織の在り方については、各委員がおっしゃられたことに全面的に賛同するものです。私も、国センのADRというのは国民生活センター法の改正によるものですので、基本は、国民生活センターや地方の窓口でのあっせんでは解決できなかった案件の処理に置くべきだと思っています。

ただ、現状として、前回の委員会でも申し上げたのですけれども、それ以外の直接、消費者あるいは事業者もあるのかもしれませんが、ADRの申し入れを受け入れているという部分については、民間で設置されているADR機関、これは、中立的なあっせん機関がない業界などが、当事者間の紛争解決のためにADR法に基づいて設置するものですけれども、これは基本的に直接の申請を原則としている。その部分が、国センのADRの目的として果たしてどちらだったのか。あるいは、しっかりとした方針が定まっているのかなという疑問が、どうしても前回の委員会から今日までストーンと落ちないまま来ました。

基本は、各委員がおっしゃられたとおりのものだと思いますけれども、それ以外の部分をつけ加えると、ADR 法に基づく紛争解決手続と同様の業務という部分については、独法であれば多少の融通はきくといいですか、その中でやってもいいかなと思いますが、国の機関となった場合、果たしてあっせんの延長上で想定している ADR 機能の部分と、ADR 法的な ADR の部分、そこの部分を継続しても支障がないのかどうかというところが、どうもすっきりしないままなのです。ADR 法の認証を受けた N A C S でも、ホームページを見たのですけれども、同じ ADR 法に基づく紛争解決手続に入る前には、消費者相談を受けることというのが条件に付されておりました。ですから、組織論については皆さん方の意見と一緒にすけれども、国センが取り扱うべき ADR の内容については、もう少し議論をすべきではないかと思っています。

大森座長 先ほど業務量の話もされていて、ADR が具体的にどのくらいの業務量を 1 年間こなしているかという話と、今の御意見みたいなことをどこかで結びつけなければいけないので、ちょっと悩ましいですね。国民生活センターに接続させるのか、ADR の機能は国センさんとストレートでなくてもいいと。しかし、その機能は維持するということもあり得るので、この辺はまだ悩ましいですね。特別の機関の中に特別の機関を置くというのは、置けないことはないでしょう。

山本座長代理 特別の機関はまさに特別の機関ですから、特別に考えることはできると思います。ただ、ぴったりする前例がないというだけの話です。

大森座長 畠中さん、こういう前例のないものをつくるときはどのくらい大変ですか。

畠中委員 特別の機関は、この前も申し上げましたように、どこにも分類できない、というものですので、どこにも分類できないということを説明しなければいけない。それが私は大変難しいのではないかと思います。

例えば、普通の消費者行政ですので、施設等機関でいいではないか、場合によっては相談業務とかあっせんなどは、消費者庁の内部部局でいいではないか。ただ、ADR は合議制のほうがいいということで、消費者委員会に、というのはあり得ると思います。けれども、そういうことを言われたときに、いやいや、それは違います、やはり特別の機関でなければいかなのですよ、という説明ができるかどうか、私は自信がない、ということです。

山本座長代理 言うとすれば、相談・あっせん、それから ADR ということになる、基本的には民事紛争の解決ということがあるので、それを普通の行政機関と全く混ぜてやっていいのかという問題はあるかなと思います。そういう議論を立てるときに、ADR が抜けて相談、あっせんだけであると、逆に少し弱くなってしまうかなという感じもします。論拠として、なぜ特別の機関をそのために設けるのかと。

大森座長 ほかに御意見はございますか。

中村委員 組織のイメージで、国民生活センターの下に ADR がポコッとついていますが、ここは従来議論されて、例えば国センが国に移行したときに、ADR 機能が規制省庁の中に入ることが問題ではないかという指摘があって、あのときさんざん言われたのは、そこは



ファイアーウォールをきちっとつくるべきだと。現状も、国センのADRというのは、紛争解決委員会があって、公表とかの最終決裁は国センの理事長までは上がってなくて、委員長止まりだということも聞いたので、結構きちっとできているのかなど。そういう形をイメージしながら、ファイアーウォールというところを、たとえ消費者庁の下に入ろうが、内閣府の下に入ろうが、そこはきちっと維持するということが前提でないと、またもとの議論に戻っていってしまうと思います。

それから、国の機関がADRを持つことはいかなるものかという議論をさんざんやられたときに、山本先生もちらっとおっしゃったけれども、国土交通省に例があるではないかと。中央建設工事紛争審査会というのがあって、そこは国土交通省の持つADR機関で、その実例がある。そこで問題を起こしたという話も聞いていないので、上手にやっておられるのだと思いますが、全くできないことではない。国の機関がADRを持つのは不可能なことではないという気がします。

それから、案の1、2、3との違いで言われたのが、国センの6つぐらいある機能のうちのADR機能だけ分離独立させるという話ですね。さんざん国センの機能の一体性ということを議論されて、相談・あっせん・ADRまで切り離してはいけないということに一応なっていたと思いますけれども、ここでまた、1案、2案、3案が出てくると、切り離し論にまた戻っていってしまうような気がします。

先ほど、丹野さんや片山さんが言われたように、国センのADR機能というのは単なる紛争解決機能ではなく、地方のセンターに対して紛争解決のリードをするというか、地方のセンターが悩んでいることに対して一つのモデルを示す、言ってみれば国センの持っている地方支援機能の一部なのです。そういう位置づけであるとするならば、そこだけちょん切ってしまうというのは全く機能停止に陥ってしまうので、それはやはり離してはいけないというふうに考えていくと、案としては4か5に収束されるのではないかと私も思っております。どっちがいいかは、先ほど来、予算とか人事の話もありましたけれども、その辺も踏まえて考えないといけないことだろうと思います。

ADRの件数の話も出ましたが、今の規模で年間百何十件あるわけですから、もし母体をもう少し大きくすれば、私はもっともっと来ると思います。現に消費者紛争というのは、地方の消費生活センターにも類似の紛争解決機関があります。そういうところにもいっぱい入ってきているし、弁護士会とか、そういうところでやっているADRにも消費者紛争は随分入ってきています。特別の機関に仮に国センがなって、そこがADRを持ったということで上手に宣伝されれば、100どころではなく、200も300も500も紛争は寄せられるのではないかと考えております。

大森座長 ほかに御意見はございますでしょうか。

まだ、結論に至らないのですけれども、資料6-1の注2にあるように、どこに置こうがADRの独立性は維持しなければいけない。したがって問題は、ADRをどこに持っていくかによって、注2に書いている機能が損なわれるかどうか、その議論だと思います。2は

維持するということになっているわけです。維持することが考えられるという説明ですが、事務局案は注2で「維持する」と書いてあります。どこへ行こうが、これは維持しなければだめだということになっています。その置き所によって、この維持が難しくなるかどうか。ここが難しいですね。

全体をどういうあれにするかによると思いますけれども、私の感じで言うと、この前も出ましたが、まず、国民生活センターという名称は変えない。これはもうなじんでいて、親しみがあって、これを変えるとまた混乱のもとだから、変えない。全体とすると、どういう機関にするかはまだ決まっていないのですけれども、もし特別の機関みたいなことが可能になるならば、施設等機関よりもいいのかなという感じが若干しています。

それから、今まで持ってきたセンターの機能は、仮に特別の機関にすることによって、職員の人事権の独自性が担保されることです。今日は予算のことも出ましたけれども、相談と一連の事務についても、国民生活センターの独立性が維持されることが前提になって、全体としてどういうふうにどこに移行すればいいかですけれども、国民生活センターのよさみたいなものが損なわれる移行はよくないですから、そのことは基本的に了解していただいても大丈夫ではないか。あとは、どこに置いた場合にどういう問題が起こるので、あらかじめどういうふうに対応するかということをはきちと議論するというのではないかという感じがしています。

まとめるわけではありませんけれども、最低限そういう点について言えば、皆さん方そんなに御意見の違いはないので、問題は、どこにどうやって置いたときに、予算の話も含めて全体として担保されるかどうかを、我々としては検討しておくということになるものと思っています。

実は、論点整理のうち、資料2のいつも配付している論点整理の4ページ、最後のくだりのところが、いったいどういうことか私もよくわからないのですが、「消費者行政の課題（司令塔機能、担い手、総合力）に照らし、どのように考えられるのか」と。国民生活センターの機能を担う国の組織形態を考える場合に、いったい3は何を議論すればいいかよくわからないのですけれども、まだ3が残っています。そのことを踏まえて、「政府から独立した法人」の趣旨をどういうふうに生かしていくかということが残っています。今日の議論は、実質的に言えば、一部その議論をしていますけれども、ここがちょっと残っている。

もし、これに関係して、あるいはもうちょっとここを広げて御意見があれば、今日、出していただいて、次回に備えていきたいと思えますけれども、4ページのこの辺は何か御意見はございますでしょうか。一応それぞれについて検討はしてきていますけれども、もともこの論点整理を設定した意味はどこにあったのですか。余りにも茫漠としていて。

服部参事官 国民生活センターの機能について考える前提部分というのか、その前に消費者行政全体について考えましょうというお話で、その初めの話と2番目の話をリンクさせるという観点からすると、この論点整理ですと、司令塔機能の発揮とか、人の話、

総合力、消費者行政全体でこういうことを考えたらいいのではないか。そういうものとの連続性、リンケージで、国民生活センターについて話を進めるに当たって、どういう留意点なり考え方があるのか、こういう意味合いでこの論点を設定させていただいています。

大森座長 例えば消費者行政を担う職員の確保とか養成、そういうこととの関係で国民生活センターの組織形態、移行をどう考えるか。そういうことになるわけですね。消費者団体の支援とか、地方との連携について、消費生活センターとの関係をどういうふうに充実・強化するかということ。全体として力を強めるためには何か論点があるか、御意見があるかという趣旨だと思いますけれども、繰り返しいろいろなところで出ているものですから、もし何かあれば伺っておきたいと思います。

どうぞ。

橋本委員 ここに当てはまるかどうかわからないのですけれども、今まで、座長も何回か述べていらっしゃいましたが、消費者庁には地方の出先機関がないところで、各都道府県・市町村の消費者センターとの連携をどのように図っていくか。国センと今までの消費者センターのつながりから考えていくと、出先とかその辺はちょっと命令系統はないのですけれども、そういったところの連携をどのように図ると、これからますます消費者行政が活性化していくか、そういう話もしていかなければいけないのではないかなというふうに感じております。

大森座長 どうぞ。

丹野委員 地方と言っても、今、座長がおっしゃったように、地方の消費生活センターのように消費者行政を担うところと、地方で一生懸命活動をしている消費者団体と、そのほかにもあるかもしれないけれども、目立つところではその2つだろうと思います。地方の消費者行政の相談、情報提供、研修、商品テストという、国民生活センターがメインとしていらっしゃる部分に関しては、地方の消費生活センターは、国民生活センターに情報を一元化して寄せていくことで消費者行政の充実という目的を達してきたと思っています。地方の消費生活センターの情報が国民生活センターに集約されることは、そのまま維持、拡充、進化されるべきだと思っています。

他方、地方における消費者団体の活動云々という点は、必ずしも国民生活センターだけではなく、むしろ消費者庁などと連携を深めていくことが必要ではないかと思っています。

地方の消費者行政の情報が、国民生活センターに向かって情報が一元化することは維持してほしいと先ほど申し上げましたが、他方で、地方における法執行のお話をさせていただきました。そのときに問題提起として、先ほど橋本さんがおっしゃったように、地方では法執行が必ずしもたくさんやられていない。いろいろな課題があるのは重々承知しておりますが、やられていないという現実があって、その部分では本来消費者庁が頑張るべきでしょうということで、消費者庁がもっと地方に積極的に出て行って連携をするべきだというふうに申し上げました。そのときに、手足があるかないかの話を、本当はもっと議論をしなくてはいけないのではないかと申し上げたつもりでいまして、その議論もされる

べきと思っています。

大森座長 どうぞ。

畠中委員 地方との連携ということになれば、組織論から言えば出先があった方がいいわけです。現場で県とか市町村と情報交換ができますから。ただ、現政権は、出先は原則廃止だ、とおっしゃっているので、それはちょっと無理でしょう。

ただ、過去の例を参考までに申し上げますと、昔、環境庁には出先がなかったのです。そこで、法律上、他省庁の出先に業務を委任しまして、総務庁ですが、その出先で環境相談とか環境情報の収集などをやらせていたわけです。その業務については、環境庁長官が出先の長を指揮監督することが法律上書かれていまして、言ってみれば実質的に環境庁の出先の機能を果たしていた、そういうやり方もあったということです。

大森座長 すぐ思い浮かぶのは総務省の苦情相談ですね。あれは出先を持っていてあそこから上がってきて、案件を国のほうで解決するような運びになっています。ADR は持っていませんけれども、各省庁にわたって、これを直せと言っています。余り権限はないのですけれども、中央で会議があって、そこである種の勧告をすると省庁は嫌がるわけです。だから、勧告にのせる前にやりなさいというやり方をとってまして、そこは地方から情報が上がってくるわけです。そこで解決するものはそこでやってください、どうしてもだめなものは庁に上げて解決しますと。中には法令改正を伴うということをやっていますので、すぐに思い浮かぶのはあそこですけれども、あそこに間借りさせてくれるかどうか。新設は今はとても無理ですよ。原則廃止ですから。

中村委員 地方との問題は私も関心がありますが、現在、消費者庁が、消費者問題というのは全国区の事案が多いわけだから、いろいろ工夫しておられると思います。そういう実態をまとめて、一遍そこに焦点を絞って報告をいただきたい。宿題ばかりで申し訳ないのですが、例えば特商法の関係では、地方の経産局の人と消費者庁の人が連携しながらうまく活用しておられると思うし、食品表示の一元化ということになれば、農政事務所をどうやって活用するかという問題も非常に重要だと思います。それから、景表法を持っておられるわけですが、景表法についても、公取の地方事務所が従来いろいろな景表法違反の事案を扱って、知識、ノウハウも豊富な職員が地方にいっぱいいるけれども、今、あの人たちはほとんど遊んでいるのではないかと私は懸念しています。

そういうところをどうやって活用しているのか、していないのか。あるいは、消費者庁としてもっとこういうことができたなら、あるいは地方にこういう連携がとれたらと、考えておられることが多分あるのではないかと思います。今の状態では、地方に対しての法執行などで不便がある。だから、ここをこう変えてくれたらいいのにとというような意見も、実は一回聞いてみたいと思っているところなので、その辺を一回整理していただきたいと思います。

それから、先ほど畠中さんが言われたように、幾つかの仕組みの中には、地方自治体に特定庁みたいに権限を任せてそこに調査をさせるとか、そういう仕組みも幾つかあります。

地方の出先が確かに消費者庁にはない、それはそのとおりだけれども、どうしても地方に出先をつくらなければ動かないものなのかどうか。現行のいろいろな地方事務所を上手に活用する方法が、例えば法律とか政省令をうまく工夫することによってできるのか。その辺を整理して教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

大森座長 事務方、どうですか。

川口審議官 地方と言ったときに、物理的な地方と、東京圏、首都圏以外の地方について、今はどういうふうに行っているかといえば、消費者庁ができたときに、特商法、景表法について、例えば特商法で言いますと、地方の経産局に事務を委任しておりまして、それを消費者庁が指揮監督するという制度にしてあります。これは、消費者庁へ持ってきたときの整備法の中にそういうふうにしてあります。景表法については、委員会ですので、委員会に執行を委任するという形をとっていますが、事実上、景表法は地方の公取の事務所に執行を委任して、消費者庁が指揮監督するのと同じような仕組みをとっております。ですから、代表的な執行法である2つについては、地方の出先を、事実上、消費者庁の出先機関というふうにして運用しております。

ただ、消費者安全法というものがまだ国会で審議されておりませんが、財産事案についてのすき間事案について、消費者庁が直接行政措置の権限を持てるという法案を出しております。それを執行していこうとしますと、これについては、新しい法律ですので、出先機関というものがございませんので、それをどういうふうに現実に執行していくかという課題がございます。

食品については別途、食品表示の一元化の議論がされているところですので、大きな枠組みが決まっていく中で今のような論点にも議論が及ぶ可能性があるかと思えますけれども、現時点では農水省と消費者庁の権限上のデマケがあって、執行の方は両方でできるようになっております。

大森座長 私は夢があって、環境庁が環境省になったでしょう。防衛庁も防衛省になったでしょう。消費者問題は全国民に共通した課題なのです。だから本来、外局ではだめなの。省にすべきなの。そして専属の大臣を置いて、今のようにクルクル変えるなど、報告書の最後のなお書きでもいいから、将来はそういうことを目指せぐらいのことを言いたいなとちらっと思っているのです。それに向かっていろいろな工夫をしながら消費者行政を充実・強化する。そういうのがあった方が充実強化できるのではないかと。環境省の人たちとつき合っていると、本当にそうでしたからね。防衛庁もそうでしたからね。消費者庁は消費者省に昇格させるというぐらいの意気込みではないかという感じがしています。ちょっとこれは逸脱発言ですが。

山内さん、どうぞ。

山内委員 ほかの論点に比べて、消費者団体の支援の論議の深め方が浅いように感じております。期限がございますので、できないのでしたらその時点で、次にどうするという具体的なアクションを決めるところまでやっていただけて、報告にしていいただければと思

います。

大森座長 今回の御発言と関係しまして、次回ですけれども、提案がございます。これで全部議論の整理が済んでいるわけではありませんで、まだ議論していただいて結構ですけれども、次回は、今までの私どもの議論の整理と枠組みを前提にして結構ですので、実際に地方で消費者行政の現場を担っている方々、あるいは現場の事情に詳しい方々から、この段階でもう一回ヒアリングをやりたい。その上で議論を詰めるような運びにさせていただいたらどうかと事務局と相談してまして、次回はそのような手はずにしたいと思っています。御反対がなければ、そういう話にいたしたいのですけれども、よろしゅうございましょうか。

中村委員 具体的にどういう方を、何人ぐらいイメージされているのですか。

大森座長 今日、アイデアがあれば。まだ固まっていませんか。

川口審議官 今までとあまり重なりがないようにということで考えております。行政の方、相談員の方、あるいは双方の方、日本中さまざまところで消費者行政の現場の実情にお詳しい法律家の方とか、基本的には地方消費者行政の現場を担っている方ということで、今回の検討の状況をあらかじめ御説明した上で、現場の実情に照らしてどうかということ、今までの議論の確認という意味で御議論いただければと思います。

中村委員 具体的なお名前をお聞きしたいのですが。

川口審議官 これから先方に当たりますので。

大森座長 お諮りしないと具体的にお願いしにくいところもあって、そういう方向でさせていただけるならば、人選等を詰めていただくということだと思います。できるだけ今までの方々と余りだぶらなくて、きちっと御発言いただける人をお願いすることになるのではないかと思います。そういう話だそうですけれども、よろしいでしょうか。

では、次回はそういう形をお願い申し上げます。

事務局から、何かございますでしょうか。

浅田参事官 本日も御苦労さまでございました。

次回につきましては、6月29日(金曜日)17時半から、場所はこの会議室で予定しておりますので、よろしく申し上げます。

大森座長 ありがとうございます。